

社会福祉法人東翔会 身体的拘束等の適正化のための指針

第1条 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1)施設としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は入所者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。本施設(特別養護老人ホーム 西水元ナーシングホーム)は、東翔会の目標に基づいて、入所者お一人おひとりの尊厳と人格を守り、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為例

《参考》

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)

i 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

ii 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

iii 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。

iv 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

v 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

vi 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がらないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

vii 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

viii 脱衣やおむつはずしを制限をするために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

ix 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

x 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

xi 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3 要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会におい

て判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も入所者の状態や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 入所者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

入所者お一人おひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

理事長・施設長・介護役職者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

③ 身体的拘束適正化のため入所者・ご家族と話し合います。

ご家族と入所者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

第2条 委員会その他施設内の組織に関する事項

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束廃止委員会の設置及び開催

身体的拘束廃止委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた入所者に係る状況の確認を含みます。委員会は緊急の場合を除き、原則として3か月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(身体拘束を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

- ① 理事長
- ② 施設長

- ③ 医師(必要時応じての出席)
- ④ 看護職員
- ⑤ 生活相談員
- ⑥ 介護支援専門員
- ⑦ 機能訓練指導員
- ⑧ 1階、2階の介護役職者(役職者が出席できないときは、介護職員)
- ⑨ 管理栄養士

(3) 委員会の委員長、副委員長等

この委員会の責任者は施設長とし、委員会の運営については、生活相談員を委員長、介護支援専門員を副委員長とします。

(4) 構成員の役割

- ① 委員会の招集 生活相談員
- ② 委員会の議事録作成 介護支援専門員
- ③ 各委員の役割
 - ・理事長 統括管理・統括責任者
 - ・施設長 管理者・責任者
 - ・生活相談員 家族との連絡調整、委員会の司会進行
 - ・介護支援専門員 プランの整備、意向の確認等、入所者・ご家族の意見調整、委員会の書記、委員長の補佐
 - ・機能訓練士 当該入所者の身体的・精神的状況・ケア方法等の助言
 - ・介護役職者 ケア方法の工夫、記録とその活用、生活相談員・介護支援専門員との連携
 - ・看護職員 医師との連携、医療機関との連携、本人家族への説明
 - ・管理栄養士 栄養マネジメントからの取り組み

(5) 委員会の検討内容

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ 身体的拘束を行っている入所者がいる場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて入所者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ 身体的拘束を開始する検討が必要な入所者がいる場合、3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合に、医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)

⑧ 今回の議論のまとめ／共有

(6) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録を拘束廃止委員会の議題や進行、議事録の記載例(様式①)に基づいて作成し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員その他すべての職員に周知徹底します。

第3条 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等適正化のため介護職員、生活相談員その他の職員について、職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を策定します。

第4条 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を身体的拘束廃止委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合には、臨時的に同委員会を招集するものとします。その時参加可能な委員で開催し、早急に、全員参加のもとでの委員会を開催します。

第5条 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

入所者本人又は他の入所者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合以下の手順に従って実施します。

(1) 組織による決定

やむを得ず身体的拘束等を行う時には、担当職員及び委員会委員で身体的拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し組織として慎重に検討・決定します。

① 3要件の確認

・切迫性

入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性

身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

- ・一時性

身体的拘束が一時的なものであること

② 要件合致確認

入所者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(2) 施設サービス計画への記載

身体的拘束等を行う場合には、施設サービス計画に身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

(3) 本人・家族への十分な説明

身体的拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜入所者本人やご家族に十分に説明を行い、了解を得ます。このため、「身体的拘束説明及び同意書」(様式②—1)、「身体的拘束継続説明及び確認書」(様式②—2)にて下記項目について具体的に入所者、ご家族等へ説明し確認の同意を得ます。

- ① 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ② 拘束の方法(場所、行為、部位、内容)
- ③ 拘束の時間帯及び時間
- ④ 特記すべき心身の状況
- ⑤ 拘束開始及び解除の予定(特に解除の予定が必要)

(4) 行政への相談、報告

身体的拘束等を行う場合、身体的拘束を行った後の対応等について、疑義や課題がある場合には、行政機関に相談・報告を行います。

(5) 必要な事項の記録

身体的拘束等を行った場合には、様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入所者の日々の態様記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体的拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体的拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、ご利用者個々人のニーズに応じた個別の支援

を検討します。身体的拘束等の観察と検討の結果、身体的拘束等をする場合、委員会で決定します。

第6条 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、本施設で使用する社会福祉法人東翔会 例規集に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入所者ご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

第7条 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体的拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参加するとともに、行政等のパンフレットや書籍等を全職員に回覧するなど、入所者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

第8条 平成29年11月に策定した「身体拘束廃止に関する指針」を令和6年3月31日付で廃止する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。